

令和7年2月25日
株式会社 佐賀銀行

さぎんアプリ利用規定の一部改定のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在当行では、お客さまに対するサービス向上の一環として、さぎんアプリの機能拡充に取り組んでいます。

つきましては、今回アプリ機能の追加に伴い「さぎんアプリ利用規定」を一部改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

令和7年3月24日（月）

2. 改定する規定

さぎんアプリ利用規定

3. 改定内容

下記、朱書き部分を追加いたします。

さぎんアプリ利用規定

2（利用いただけるサービス）

(3)振込

本アプリにご登録いただいた普通預金口座を振込資金引落口座として、振込を行うことができます。

(4)振替

本アプリにご登録いただいた普通預金口座間で、お客さまの指定する金額の振替を行うことができます。

(7)キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開

本アプリにご登録いただいた普通預金口座のキャッシュカードやモテカカードを使用する取引について、一時利用停止および利用再開を行うことができます。
また、本アプリでご契約中のカードローン口座のカードを使用する取引について、一時利用停止および利用再開を行うことができます。

3（振込サービス）

(1) 内容

振込サービスとは、当行および他の金融機関の国内本支店の口座を振込受取口座とし、振込受取口座あてに資金移動を行うサービスをいい、「振込」として取扱います。

なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(2) 申込

①振込サービスの利用開始にあたっては、本アプリ内でお申込みが必要です。

なお、お申込みの際には当行に携帯電話番号を届出いただく必要があります。

②振込サービスのご利用には、当行所定の審査があります。審査の結果、振込サービスをご利用いただけない場合があります。

③振込サービスの申込み後、本アプリでお客様が「生体認証」または「パスコード入力」を行うことにより、振込サービスがご利用いただけるようになります。

(3) 振込限度額

①本アプリによる振込について、1日（0時から24時までを1日とします。）に振込することができる上限額（以下、「振込限度額」といいます。）を定めます。

②振込限度額は当行所定の金額としますが、お客様（未成年の方を除く。）は当行所定の方法により当行が定める金額範囲内で振込限度額変更の申込みができます。なお、振込限度額の引上げには当行所定の審査があり、審査には数日かかる場合があります。また、審査の結果、引上げをお断りする場合があります。

③振込限度額を超えた振込金額の取引依頼については、当行は実行する義務を負いません。

(4) 取引の手続き等

①当行は、振込を受付けた後、振込資金および振込手数料をおお客様の指定する口座から引落します。

②振込資金等の引落し後、当行は依頼内容にもとづいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。なお、取扱時間や振込先の金融機関の状況等により、翌営業日に振込通知を発信することもあります。

③本アプリによる振込について、領収書等の発行はいたしません。

(5) 依頼内容の組戻

①振込の依頼を受付後に依頼を取りやめる（以下「組戻」といいます。）場合は、取扱店の窓口において当行所定の手続きにて受け付けます。この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は返却しません。また、組戻については、当行所定の組戻手数料および消費税をいただきます。

②振込先金融機関がすでに振込資金を入金済みの場合には、組戻ができない

ことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。 ③該当口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまから組戻依頼を受付けることなく振込資金を振込資金引落口座に入金します。この場合、振込手数料および消費税は返却しません。なお、組戻手数料はいただきません。
4（振替サービス） 振替サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼にもとづき、当行所定の手続きでご登録いただいた口座間で、お客さまの指定する金額を振り替えるサービスをいいます。
6（キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開サービス） (1) 内容 キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼にもとづき、キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカードを使用した取引を一時停止または再開するサービスをいいます。モテカカードのクレジット機能やキャッシング機能の停止を行う場合は、当行所定の方法により届出てください。 (2) 対象となるカード ①普通預金キャッシュカード（本アプリに登録された本人カードに限ります。） ②モテカカード（本アプリに登録された本人カードに限ります。） ③カードローンのカード（本アプリに登録されたカードローンに限ります。） (3) 対象取引 キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカードを使用した次の取引を一時停止・再開します。 ①A T Mでの取引 ②さぎんデビットカードサービス取引 ③ペイジー口座振替受付サービス取引 (4) 留意事項 ①キャッシュカードが盗難された場合は、ただちに当行へその旨お届けください。お届けがない場合、当行キャッシュカード規定第13条に定める補てん請求の対象外となる場合があります。 ②口座の状態によっては、一時停止・再開の操作ができない場合があります。システム障害時には、当行コールセンターへお問い合わせください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
 佐賀銀行
 業務管理サポート部 坂元 大悟
 0952-22-2155